

社会福祉法人徳之島町社会福祉協議会居宅介護支援重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第4679100026号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 居宅サービス計画の作成に当たってのサービス事業者の選択については、ご契約者又はご家族等の希望をおうかがいして、公正中立に行います。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	2
6. サービスの利用に関する留意事項.....	3
7. 事故発生時の対応.....	4
8. 苦情の受付について.....	4

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 徳之島町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 鹿児島県大島郡徳之島町亀津7674番地
- (3) 電話番号 0997-83-1205
- (4) 代表者氏名 会長 吉川 毅
- (5) 設立年月 昭和58年3月25日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所

- (2) 事業の目的 要介護の在宅生活を支援する。
- (3) 事業所の名称 社会福祉法人徳之島町社会福祉協議会居宅介護支援事業所
平成11年9月21日指定 鹿児島県4679100026号
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県大島郡徳之島町亀津7674番地
- (5) 電話番号 0997-83-1205
- (6) 管理者氏名 元 田 亘
- (7) 当事業所の運営方針 要介護状態にある利用者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護計画の作成、サービス提供機関との連絡・調整を行うことで在宅生活を支援する。
- (8) 開設年月 平成12年4月1日
- (9) 事業所が行っている他の業務
当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- 【通所介護】 平成12年2月14日 鹿児島県4679100059号
- 【介護予防通所介護】 平成18年4月1日 鹿児島県4679100059号
- 【訪問介護】 平成12年1月28日 鹿児島県4679100034号
- 【介護予防訪問介護】 平成18年4月1日 鹿児島県4679100034号
- 【訪問入浴介護】 平成12年2月4日 鹿児島県4679100042号
- 【介護予防訪問入浴介護】 平成18年4月1日 鹿児島県4679100042号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 徳之島町、天城町、伊仙町
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土、12月29日～1月3日は除く。
営業時間	月～土 8時30分～17時15分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤
1. 管理者（兼務）	1	
2. 介護支援専門員	4	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

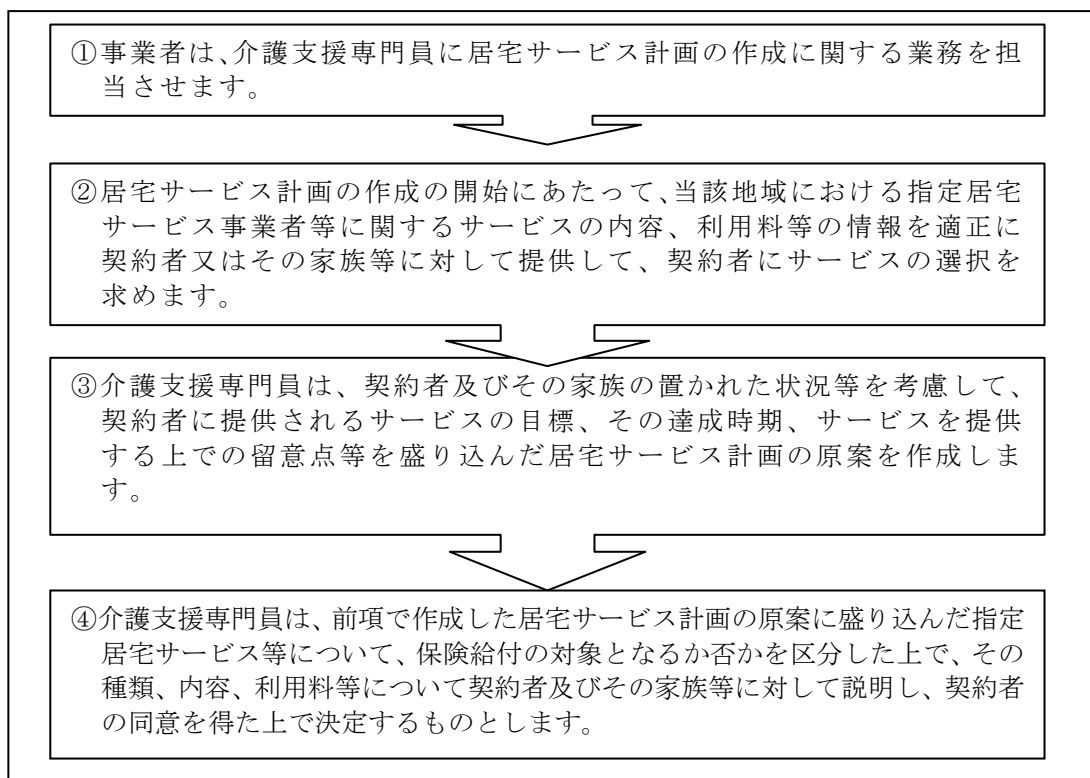
- (1) サービスの内容と利用料金

＜サービスの内容＞

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、厚生労働省が定められた利用料金を全額いったんお支払い下さい。

（2）交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（2）介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 鹿児島県大島郡

氏名 _____ 印

代理者氏名 _____ 印

なお、この重要事項説明書は、平成22年 1月 1日より適用します。

個人情報に関する同意

私は、徳之島町社会福祉協議会居宅介護支援事業所が下記の第三者に対して、下記の個人情報を必要な範囲で提供すること及び当該第三者が提供の趣旨に従った下記の目的で当該個人情報を利用することに同意します。

提供する第三者

サービスを受けている又受けようとする介護保険事業所、管轄市町村、主治医、医療機関、管轄行政機関、その他サービス担当者会議出席者

利用する者の利用目的

介護サービス計画書作成、サービス担当者会議、介護支援専門員や事業所間での連絡調整、医師等の意見・助言を求めるためその他本人の状況に応じた適切な介護・福祉サービス提供のため

提供する個人情報

- ①氏名・住所・生年月日・電話番号・家族構成・居住状況
- ②介護保険被保険者証に記載されている情報その他身体に関する情報

平成 年 月 日

利用者 住所 鹿児島県大島郡 _____

氏名 _____ 印

ご家族 住所 _____

氏名 _____ 印